

政務活動報告書

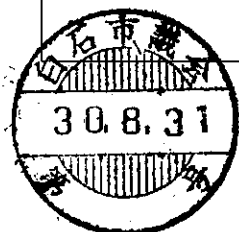
平成30年8月31日

白石市議会議長 志村 新一郎 殿

会派議員氏名 自由の会 伊藤 勝美

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成 30年 8月21日 (火) ~ 22日 (水)
調査・研修先	北海道登別市
調査事項 (研修事項)	①学校廃校後の施設利活用について (登別文化交流館カント・レラ) ②下水道使用料改定について
対応者・講師 等	①登別市教育委員会教育部・社会教育グループ総括主幹 安部直也氏 登別市教育委員会教育部・社会教育グループ主査 菅野修広氏 ②登別市都市整備部次長・水道室長 対馬秀樹氏 登別市都市整備部総括主幹・若山浄化センター長 齊藤玲二氏 登別市都市整備部・下水道グループ主査 山本直人氏
概 要 ① 背景・目的 ② 内容・特色 ③ 主な質疑 ④ 考察 (感想、課題、 政策提言等)	①学校廃校後の施設利活用について <u>(登別文化交流館カント・レラ)</u> <u>(1) 学校統廃合から学校施設再生の経緯</u> 統廃合された登別温泉中学校は、昭和22年5月に創設され、昭和39年には184人の生徒が在籍していた。昭和52年に鉄筋コンクリート3階で建築され、昭和62年に大規模改修が行われた。その後生徒数の減少が続き、平成15年度には全校生徒数が24名となり、今後の生徒数の増加が見込めないことから、平成16年度より登別中学校に統合された。 地域住民は、生徒の減少が著しいことから、統合については「止む無



し」との感があったが、学校施設については、「地域の発展の核となるような公共施設として利用してほしい」との強い要望がだされた。そこで、市当局は、PTAや地域住民を交えた懇談会を設置し、利活用について協議した結果、遺跡・考古学をテーマとした文化施設として再利用する方向が示された。

尚、当時の出土品の状況は、発掘されてから20数年間、使用していない市の施設を転々とし、展示されることなく保管されてきたことから、市内に遺跡があることを知らない市民が多い状況にあった。さらに、保管施設の保管上の問題が多いことから出土品を適切に保管するとともに、整理を進め展示を行うほか、市民や学校を対象とした講座や体験学習の場としての機能を持った施設として利用することとなった。平成18年度に整備し、翌平成19年6月よりオープンした。

(2) 学校再生事業の概要について

①行政・住民・民間事業者の連携について

再生までに、PTAおよび地区住民等との懇談会は全部で11回開催された。平成7年度1回、平成8年度2回、平成13年度3回、平成14年度2回、平成15年度3回。

再生後、既存の市民団体である登別縄文どきどきクラブが体験学習等のサポートを行っている。平成20年からは教育委員会と共催で、体験学習と講習会をセットにした登別縄文どきどきまつりを開催している。

②財源について（平成18年度）

1階部分のみ文化庁および北海道の補助金対象となり、残り全ては一般財源。総事業費52,031千円（うち補助対象1階分30,824千円）

③建物や地域の特徴を生かした活用について

1階部分が市内の遺跡から出土した資料の展示・保管を中心とした博物館機能を有する。2・3階と体育館においては、胆振教育研究所、旧登別温泉中学校・小学校の資料室、会議やスポーツなどの貸館として利用している。

○見学は無料

○体験学習は有料

- ・月1回の体験メニュー（まが玉・土器・ナイフ・シカ角アクセサリー作り等）
- ・団体用メニュー（まが玉・ナイフ等）
- ・夏休みメニュー（特別ワークシート・ナイトミュージアム）
- ・イベントメニュー（講演会・野焼き等）

○発掘調査が行われた際は、体験学習室を整理作業の場所として使用

④運営について

開館当初より市職員2名（主査・担当員）臨時職員2名の体制で教育委員会による直接運営を行っている。しかし、職員は施設のレイアウト、イベントの機会、体験・団体の対応をしており、常時滞在し運営・管理を行っているのは臨時職員となっている状況である。

開館期間が4月から11月までの8か月間で、臨時職員の人件費が約220万円、また、施設の維持管理経費は、平成29年度決算において約326万円になっている

(3) 事業の効果について

開館期間は4月から11月まで（冬期は閉館）としているなか、開館初年度の利用者数は、平成19年度1,712人、平成20年度2,744人、平成29年度3,682人と少しではあるが増加しており、リピーターが多いこともアンケート調査から把握されている。数以外の効果では、見学に来た市民の多くが自分たちの住んでいる土地に遺跡があることを初めて知り、興味を持ったことが会話の中から見えている。中長期的な視点で見た際には、土地に対する思いが強まることは「地域の活性化」に繋がるものであり、まち（地域）づくりの重要な一要素であると考えられる。

(4) 現在生じている問題点、課題について

現在の課題としては、利用者数と施設維持がある。利用者は微増しているものの、場所がわかりにくいことから少ない状態である。来館者アンケート結果では満足度が高いことから、PRをより一層行っていき、施設自体の認知を高める必要がある。また、建物は41年を経過し、さらに温泉地区の硫黄成分により躯体自体の損傷劣化が著しく、これまでに防災ランプおよびキュービクルの交換などが行われており、雨漏り等の対応など今後のきめ細かい維持管理が必要と考えられる。

(5) 今後の学校施設再生事業の展開について

カントレ・レラの目的は、1階の遺跡・考古学の博物館としての出土遺物の補完展示・活用を様々な方法を用いての事業展開を行い、より多くの方々に利用してもらえるようにしていくことが必要である。また2・3階に関しては、2回の展示室を中心に市民団体等による、登別をテーマとした展示や展示活動を行う環境づくりや情報提供を行い、市民

だけでなく、登別温泉を観光で訪れた多くの方々に登別を知ってもらえるようにしていきたいと考えている。

<感想>

近年、多くの自治体において、少子化による児童生徒数の減少、市町村合併などの影響により多くの廃校が発生しており、その施設の有効活用が求められている。しかしながら、廃校になってからの学校施設の活用が図られず、遊休施設となってしまっているものも多く存在している状況だといわれている。その理由として、各地方公共団体において活用が検討されているものの、地域等からの要望がない、活用方法が分からないといったことが挙げられている。本市においても、現状のままでは、今後も少子化による児童生徒数の減少が加速され、小・中学校の統廃合が進むのではないかと予想される。

今回の登別市の廃校になった施設のあり方を視察して感じたことは、今後の児童・生徒数の増加の見込みがない段階において、数年前から、学校の統廃合を前提に、廃校後の学校施設の利活用について、行政・地域住民・民間事業者等による懇談会が開催されていることである。

一方、本市では、統廃合を決定してから、本格的に学校施設の利活用のあり方を、選ばれたごく一部の少人数で検討している。やはり、今後は、登別市のようにPTA・地区住民等との懇談会を積極的に開催し、広く意見を聴取することが必要ではないかと考える。

それから、本市において、未活用の廃校施設等の情報を集約し、より多くの民間企業・学校法人・NPO法人・社会福祉法人・医療法人等に情報を提供することで、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングの一助になるものと考えられることから、今後、積極的に市のホームページ等で公開し、発信することも政策として必要ではないかと考える。

②下水道使用料改定について

1. 使用料改定が必要となった理由、改定案検討の経緯

登別市下水道事業では、平成2年度の供用開始以降、4年毎に見直しを行うルールに基づき、平成6年度と10年度に使用料を改定したが、これを最後に使用料の改定は行われていない。

この間、平成22年度に汚水管渠の面的整備が終了し、支出面では維持管理費、資本費ともに高止まりの状態に、収入面では使用料収入が頭打ちになるなど、前回改定時から経営の基礎的条件が大きく変化してい

る。また、将来に目を向ければ、有収水量の先細りや汚水管渠の改築更新期の到来などにより、一層厳しい経営環境に置かれることが予想される。

こうした中、経営状態の悪化を未然に回避し、将来に亘って安定的に下水道サービスを提供していくためには、経営の基本たる使用料の妥当性を定期的に検証する仕組みを構築する必要性が迫られた。

折しも、下水道事業では、今後12年間の経営に関する計画を「下水道事業経営戦略」としてまとめているところであり、今回、経営戦略の策定を機に、使用料の改定作業を定期的に行う仕組みを運用していくこととなった。

2. 使用料改定の考え方

●改定周期について

平成28年度より、次の考え方に基づき、一定の周期で使用料の改定作業を行う。

1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
改定作業	周知期間	対象期間	対象期間	対象期間	対象期間

改定決定から1年間の周知期間を設定し、対象期間は3年度目～6年度目とする。また、改定月は4月を基本とする。

※「下水道事業経営戦略」は、平成29年度～40年度の12年間の計画期間とし、さらに計画期間を4年毎に前期、中期、後期に区分している。策定後は、前期の終了年度に、次期以降12年間の見直し、更新を行う予定であり、戦略の見直し、更新に併せて、使用料の改定作業を行う。

●改定作業の実施方法

経営戦略の投資・財政計画（※）に基づき、対象期間の収益的収支、資本的収支の試算値により、改定の必要性を検証する。

必要性を検証するにあたっては、「純損益」と「補填財源残高」を判定基準とする。具体的には、対象期間において、「純損益」、「補填財源残高」いずれかがマイナスとなることを見込まれる場合、将来の投資規模等を勘案して、「補填財源残高」の積み増しが望まれる場合に改定が必要と判定する。

※経営戦略の投資・財政計画は、人口や汚水処理人口普及率、水洗化率の見込みなどを基に、今後12年間の収益的収支、資本的収支の試算を行うものである。使用料の改定作業においては、投資・財政計画のうち、改定対象期間の試算値を用いる。

●使用料対象経費等

下水道事業の支出は、汚水分と雨水に分けられるが、このうち、雨水に係る経費については、使用料収入ではなく、一般会計からの繰入により賄うべきものとされている。よって、使用料改定の基準とする「純損益」を算出するにあたっては、下水道事業に係る収益的支出総額から雨水に係る経費を控除した額を対象とする（収入についても汚水分のみを計上）

●一般会計繰入金の取扱いについて

市下水道事業の一般会計繰入金については、総務省が示す「地方公営企業繰出金について」に基づき必要額を計上しているが、このうち、資本費に対する繰入金（分流式下水道等に要する経費）は、算定方法が明確に定まっておらず、自治体によって取扱いが異なる。

市においては、一般会計との取り決めにより、収益的収支の純損益が均衡するよう調整してきたが、使用料改定の作業をルール化するにあたり、平成30年度より、資本費に対する繰入率（分流式下水道等に要する経費と高資本費対策に要する経費の合計額に対する繰入率）を固定化することとした。

なお、資本費に対する繰入率については、4年毎の改定期に、下水道事業の経営状況や市の財政状況などを勘案し、一般会計と下水道事業会計の協議により見直すこととする。

●改定作業後の流れ

改定作業後は、改定必要性の判定結果を踏まえ、利益剰余金の状況や市本体の財政状況、市民生活への影響などを勘案した上で、改定の有無を検討する。検討結果については、登別市下水道事業運営審議会に諮問し、改定の是非について答申を受けるとともに、市議会に情報提供を行った上で、最終的に改定に関する市の方針を決定する。

3. その他

上記の考え方にに基づき、平成30年度～平成33年度を対象期間に、使用料改定の必要性を検証した。その結果については、平成29年11月中に取りまとめを行い、登別市下水道事業運営審議会に諮問を行う。また、審議会への諮問にあたっては、広報のほりべつを通じてその内容を公表するほか、市議会にも情報提供を行う。

4. 使用料改定への取り組み

・改定時期について

改定作業のルールによれば、本来、改定時期は平成30年4月1日とすべきであったが、当市下水道事業の経営状況は非常に厳しく、平成33年度以降、補填財源の不足額は年々拡大することが見込まれることから、利用者への十分な周知期間を確保しつつ、いち早く対策を講じるため、改定時期は平成30年1月1日とした。(平均改定率14.88%)

平成30年1月1日の改定を目指す、条例改正後に十分な周知期間を確保するため、条例改正案については、平成29年第2回定例会への上程を目指した。

●*条例改正案上程までの流れは以下のとおり

●市方針の決定について

下記の日程により、下水道事業運営審議会に諮問し、答申を得る予定である。答申後その内容も踏まえて、使用料改定に関する方針を決定し、当該方針に基づき、平成29年第2回定例会に条例改正案を上程する。

【審議会の日程】

第1回審議会（委員の委嘱及び諮問）平成28年12月

第2回審議会（諮問案件の審議）平成29年1月

第3回審議会（答申案の審議）平成29年2月

審議会からの答申平成29年2月末

●市議会への情報提供について

上記と並行し、市議会に対して、次のとおり情報提供を行う。

【市議会への情報提供】

観光経済委員会所管事務調査平成29年1月

（第1回審議会の結果について）

観光経済委員会所管事務調査平成29年2月

（第2回審議会の結果について）

観光経済委員会所管事務調査平成29年3月

（第3回審議会の結果及び下水道使用料の改定方針について）

観光経済委員会所管事務調査平成29年5月

（下水道条例改正案について）

●市民への情報提供について

上記と並行し、利用者である市民に対して次のとおり情報提供を行う。

【市民への情報提供】

- ・ 広報のぼりべつによる情報提供平成29年1月1日号
(使用料改定に関する市の考え方について)
住民説明会の開催平成29年1月
(1月1日号広報のぼりべつで開催周知)
- ・ 広報のぼりべつによる情報提供平成29年2月1日号
(第1回審議会の結果について)
- ・ 広報のぼりべつによる情報提供平成29年3月1日号
(第2回審議会の結果について)
- ・ 広報のぼりべつによる情報提供平成29年4月1日号
(第3回審議会の結果及び使用料改定に関する方針について)

<まとめ・感想>

登別市は、平成28年度に、今後12年間の経営計画を「登別市下水道事業経営戦略」としてまとめている。これを機に、平成28年度からは、4年毎に、下水道使用料改定の必要性について検証することとした。検証初年度である平成28年度は、平成30年度から33年度を対象期間に、使用料改定の必要性を検証している。

その結果、市では、平成30年1月1日に、平均14.88パーセントの引き上げ改定を行いたいと考えた。しかし、これは、市が下水道事業を経営する立場から、その必要性を検討したに過ぎなかったことから、利用者や専門家の意見を広く伺い、より良い結論を出すため、下水道事業運営審議会を設置し、使用料改定の正否や改定内容について諮問を行っている。また、住民への周知として、連合町内会役員への情報提供、各町内会への回覧・報道機関を通じた情報提供、市内3カ所で住民説明会を開催し、広く市民の皆様の意見を伺っている。

それから、市議会への情報提供として、常任委員会所管事務調査を8回開催している。特筆すべきは、「広報のぼりべつ」を活用した市民への周知が挙げられる。

その結果、審議会から、将来の資金不足に対応するためには、下水道使用料の引き上げを適当とする答申を受けたこと、住民説明会においても一定の理解が得られたことから、市では、決定した方針に基づき、平成29年6月に開催された登別市議会第2回定例会に、下水道条例の改正案を上程し、採決により可決(賛成多数)されている。そして、下水道使用料の改定が正式に決定し、当初案どおり、平成30年1月1日に、平均14.88パーセントの引き上げを行う方針を決定することになっ

た。

本市では、平成30年6月定例会において、下水道使用料の改定が可決され、10月より平均31.2%引き上げることになったが、登別市と本市との使用料改定への取り組みの方法が全く異なっていたことに驚かされた。以下に記すと

- ・「下水道事業経営戦略」としてまとめ、使用料の改定作業を定期的に行う仕組みを作成し運用していること。
- ・下水道事業運営審議会委員8名全員の名簿を公開し、審議会議事録を第1回～第3回の全部と答申書を公開していること。
- ・市議会への情報提供として、常任委員会所管事務調査を8回開催していること。
- ・市内3カ所で住民説明会を開催し、広く市民の皆様の意見を伺っていること。
- ・下水道使用料の改定について、住民への周知（議会にて可決される前と可決された後）が広報において徹底されていること。

以上、登別市において取り組まれた事であり、本市においては全く皆無であり、今後において反省すべき点ではないかと考えさせられた。

現在、公共下水道事業は、生活環境の維持、公共用水域の保全に重要な役割を果たしており、市民生活に欠くことのできない位置を占めている。しかし、人口減少による経営基盤の縮小、施設の大量更新期の到来などによって、全国的に厳しい経営環境に置かれており、そうした状況の中で、いかに持続可能な経営を実現していくかが、本市を含めた自治体共通の課題となっている。

それから、本市の下水道事業所においては、汚水処理原価が高い状況にあることを踏まえ、経費削減の意識を強く持ち、そのための取組を進めることや、利用者である市民に、下水道事業に対する理解を深めてもらう取組を進めることが必要である。また、下水道事業は、国策として推進されてきたことから、人口減少など全国共通の問題が、厳しい経営状況を招く一因となっていることを踏まえ、国に対して、一層の財政措置等を強く求めることも必要ではないかとも考える。

やはり、使用料改定においては、下水道事業の役割の重要性、使用料改定の必要性に対する市民の理解が重要であり、市当局から市民への情報提供の強化がさらに必要であることを痛感させられた。

<参考資料>●下水道使用料改定に関する広報のぼりべつ掲載記事

平成28年12月号○下水道事業のこれから～下水道事業経営戦略と下水道使用料の改定～

平成29年1月号○使用料の改定に関する市の考え方・住民説明会の開催周知について

平成29年2月号○第1回下水道事業運営審議会の結果について

平成29年3月号○第2回下水道事業運営審議会の結果について・住民説明会が開催された

平成29年4月号○第3回下水道事業運営審議会の結果及び使用料改定に関する方針について意見が提出された

平成29年5月号○使用料改定に関する市の方針を決定

平成29年6月号○第2回市議会定例会に下水道使用料改定議案提出・可決

平成29年7月号○下水道事業会計の財政公表・下水道事業の経営状況をお知らせします

平成29年8月号○下水道使用料を改定します

平成29年9月号○もっと知りたい下水道のこと・「どうなるの？下水道使用料」

平成29年10月号○平成28年度下水道事業会計の決算状況・「どうなるの？下水道使用料」

平成29年11月号○「どうなるの？下水道使用料」

平成29年12月号○下水道事業会計の台所事情 ～下水道事業会計の財政公表～「どうなるの？下水道使用料」

平成30年1月号○下水道使用料が変わります